

会員登録制度について

1. 道場入門と会員登録制度

全国の各支部道場に入門した皆さまは、入門*と同時に、総本部にも会員登録をしていただきます。この登録によって、入門後の昇級審査や競技会への参加が可能となるほか、さまざまな特典(5.参照)も受けられます。こうした総本部への登録を「会員登録制度」と呼んでおり、皆さまの空手修行をより充実したものとなるようにバックアップしてまいります。

※ 入門後の稽古に対する支部会費(月謝等)は各支部道場規約に準じます。

2. ご登録の手順

支部道場に入門された皆さまには、所定の「入会申込書」に必要事項を記入の上、入門と同時に支部道場に提出していただきます。その後、支部道場から総本部に「入会申込書」が届けられ、皆さまの大切な情報(会員情報)を専用サーバーに登録させていただきます。この情報は皆さまが所属する支部道場と連携し、セキュリティ対策を講じた上で、厳重に管理してまいります。

3. 会員区分と年会費

普通会員: 11,000円 個人入会の会員
普通家族会員: 11,000円 1家族で複数名入会されている会員
SC会員: 3,300円 個人入会のスポーツクラブ会員
SC家族会員: 3,300円 1家族で複数名入会されているスポーツクラブ会員
サポーター会員: 11,000円 新極真会OBや当会の趣旨に賛同して下さる方

◎支部道場を休会中の場合でも年会費はお納めいただきます

【重要なお案内】 普通家族会員及びSC家族会員にはA・B・Cの会員区分があります。A会員は、ご家族内の年長者になります。B会員は、この年長者(A会員)以外の20歳未満のご家族となります。なお、A会員の配偶者はその年齢にかかわらずC会員として区分されます。年会費は1家族で各々、普通家族会員(11,000円)・SC家族会員(3,300円)となります。ただし、B会員が20歳以上になった場合、それぞれ普通会員・SC会員に区分変更する必要があります。

4. 年会費の振替

入会初年度にお納めいただく年会費は、入会当月末を締め切りとして、その翌々月8日(「振替基準月日」)にご指定の預金口座より振替されます[例:3月入会⇒3月末締切(「入会申込書」の総本部事務局受領)⇒5月8日振替]。入会2年目以降の年会費は、前述の「振替基準月日」に自動振替させていただきます。会員資格は、この年会費の振替完了をもって、次回の振替基準日まで有効となります。会員が、何らかの理由で振替が不能となってしまった場合、その会員資格は振替が完了するまで失効として扱われます。この失効期間中に行われた昇級昇段登録や大会出場、大会入賞などは凍結されますのでご注意ください。未納年会費を失効期間に収めた場合、その会員資格は有効となります。なお、当年度年会費の口座振替が、何らかの理由で3カ月間不能となった会員は、原則的に退会処理がされますのでご注意願います。その場合、未払い年会費の支払義務は消失しませんのでご了承願います。

【重要なお案内】 退会手続きは、各種申請書に必要事項をご記入の上、所属支部道場または総本部事務局までお送りください。その際、年会費の振替基準月日は「会員ページ、会員情報の確認」を必ずご確認ください。振替月の前々月末(例:5月8日振替⇒3月末)までに総本部事務局必着でご提出いただきますと退会処理が行われ、当年度の年会費振替が停止されます。退会申請が無い、または振替月の前々月末までに申請が総本部事務局にて受領できなかった場合、年会費は自動的に口座振替されます。こうした場合、一度入金された年会費はお返してできませんのでご了承ください。

5. 特典

- ① 道場生傷害共済制度の適用
 - ② 会員限定マイページ(年会費振替後、翌月中に初期登録用のログインID・初回パスワードを発送いたします。)
 - ③ 会報(年一回)の発行
 - ④ 各種選手権大会(総本部主催)のチケット購入者への特典(不定期)
 - ⑤ 提携企業での割引特典
- ◎SC会員、SC家族会員は②⑤のみご利用いただけます

6. 会員特典の運用

お納めいただいた年会費は以下のような活動に役立てられます。

- ・道場生傷害共済の運用
- ・会員登録システムの運用
- ・デジタル会員証や大会エントリー・その他会員サービスの運用
- ・国際大会をはじめとする各種選手権大会の運営費
- ・骨髄バンクチャリティーなどの社会貢献活動
- ・世界各国での空手道普及活動
- ・ユースジャパン選手・オールジャパン選手の強化プログラム費
- ・各種メディアへの広報宣伝活動

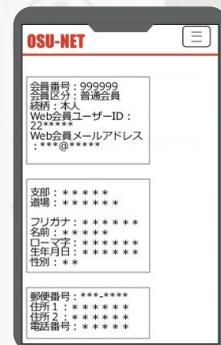
7. お問い合わせ

NPO法人 全世界空手道連盟新極真会 総本部事務局 会員サービス課
〒106-0044
東京都港区東麻布1-25-5 VORT麻布イースト8F
TEL 03-6435-5342 (専用ダイヤル)
FAX 03-6435-5341
受付時間 月曜～金曜(祝祭日を除く) 10時～12時 13時～18時

デジタル会員証



会員情報の確認



全世界選手権大会



ユースジャパン強化合宿



カラテドリームフェスティバル



会 則

【 定義 】

第1条

1. 本会則によって定める条項はNPO法人全世界空手道連盟新極真会(以下、本会という)に適用されるものとする。
2. 当会に加盟する公認支部道場(以下、支部という)の会則(以下、支部会則という)は別途定めるものとする。

【 目的 】

第2条

1. 本会は本会則に則り、本会会員が空手道修行を通じて会員相互の親睦と空手生活の充実を図り、本会が使命とする空手道を通じた青少年育成、社会貢献、国際交流を振興していくことを目的とする。
2. 前項の遂行には、各種選手権大会(世界大会、世界W制大会、他)の開催、海外への指導員派遣による世界規模での空手道の普及活動、骨髄バンクチャリティなどの積極的な社会活動、武道教育の推進による青少年の健全育成等を行う。

【 管理運営 】

第3条

本会は、東京都港区東麻布1-25-5 8Fを総本部とし、その管理運営にあたる事務局を総本部内におく。支部の運営は各支部にて行うものとする。

【 会員制度 】

第4条

1. 本会は会員制とする。
2. 本会に入会する者は、本会則を承認し、本会則に基づく諸契約を本会と相互に締結しなければならない。
3. 会員の特典については別に定める。
4. 本会(支部も含む)が開催する各種選手権大会や昇級昇段審査に出場、あるいは受賞するには、本会会員資格を有する必要がある。
5. 支部への入会や支部施設の利用については別途支部会則に定めるものとする。

【 入会資格 】

第5条

本会所定の確認書提出により、本会諸施設の利用に耐え得る健康状態であること及び下記「反社会的勢力でないことの表明」を自らの責任において本会に申告した者。

【 会員資格 】

第6条

1. 第4条第2項の契約が完了し、規定の年会費の納入により、会員資格を取得したものとする(会員資格は納入日より一年間有効)。
2. 会員資格の更新は、年会費の納入をもって行われるものとする。

【 未成年者の取り扱い 】

第7条

未成年者が会員になる時は、その保護者の同意のもと申し込まれたものとする。この場合、保護者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

【 入会手続き 】

第8条

1. 入会する時は、所定の申込書により入会申込みを行い、本会の承認を得た上、会員区分に従って所定の年会費を本会に払い込み、入会手続きが完了する。
2. 前項の手続きが完了したのち、会員資格を得るものとする。

【 会員資格譲渡 】

第9条

本会の会員資格は他に譲渡できない。

【 年会費 】

第10条

1. 会員区分に従う年会費は別に定める。
2. 会員は別に定める年会費納入期日までに、それぞれの会費を払い込まなければならない。
3. 一旦納入した諸会費は返還しない。

【 会員資格の喪失 】

第11条

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員として如何なる権利も喪失する。

1. 会員の都合により退会を申し出、本会がこれを承認した場合。
2. 第12条により除名された場合
3. 会員本人が死亡した場合

【 会員除名 】

第12条

会員は次の各号に該当する場合、本会はその会員を本会から除名することができる。除名されたものは、その会員資格を喪失し、会員として如何なる権利も喪失する。

1. 本会の会則及び諸規則に違反した場合
2. 本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、本会会員としてふさわしくない行為をした場合
3. 年会費、及び諸費用の支払いを怠った場合
4. 下記「反社会的勢力でないことの表明」に違反した場合、又は虚偽の申告をした事が発覚した場合

【 諸費用の変更 】

第13条

本会は、本会則に基づいて会員が負担するべき諸費用を社会経済情勢の変動に応じて変更することが出来る。

この場合、本会は一ヶ月前までに全会員にこれを告知する。

【 会則の改定 】

第14条

本会は、会則等の改定を行うことができる。尚、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとする。

【 同意承諾 】

第15条

本会に入会する者は、本会入会書に署名をした時点で本会則に同意承諾したものとす。

■ 暴力団等反社会的勢力排除宣言 ■

NPO法人全世界空手道連盟新極真会は、暴力団、暴力団関係企業又はこれらの密接交際者等の反社会的勢力からの被害防止を図り、青少年育成や社会貢献等その社会的責任を果たすために、次の事項を基本方針として暴力団等反社会的勢力の排除に取り組みます。

1. 暴力団等反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
2. 暴力団等反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供 その他一切の取引を行いません。
3. 暴力団等反社会的勢力による不当要求は、断固拒否します。

■ 反社会的勢力でないことの表明 ■

〈会則第5条・第12条4参照〉

1. 現在、暴力団員・暴力団準構成員・総屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
 2. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴会の信用を毀損し又は貴会の業務を妨害する行為等を行いません。
- なお、上記1、2のいずれかに該当する、又は1に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、会員除名されても異議申立てをいたしません。

■ 年会費に関する重要事項 ■

1. 初年度分は本来入会時にお納めいただくものですが、振替の都合により後日頂戴しております。よって、振替前に退会される場合でもお納めいただきます。
2. 退会の際は、振替月の前々月末までに各種申請書を会員登録係まで提出してください。退会届が到着しない場合、登録は自動更新となり、年一回振替されます。一度お納めされた年会費のご返金はいたしかねます。なお振替日は、会員証の発行日に準じます。